

朝来市私有林間伐委託業務仕様書

1 委託業務名

朝来市私有林間伐委託業務

2 委託対象森林

朝来市内における私有林で次の森林（以下「委託対象森林」という。）とする。

- ・ 森林経営計画が原則、作成されていない森林で、地籍調査により境界や所有者が判明している又は把握している森林
- ・ 過去 10 年間以内に間伐等の森林整備を実施していない森林
- ・ 国・県・市有林、森林整備センター・機構・市行造林地を除く森林

3 委託契約期間

契約の日から令和 10 年 3 月 24 日まで

4 委託業務内容

次の(1)から(3)のとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、本仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて、最終的に決定するものとする。

(1) 経営管理権の設定に係る業務

①森林所有者への説明

対象となる森林所有者に対して本事業の趣旨、経営管理権の設定等の説明を行う。必要により、行政区等を単位とした集落座談会を市と共同して開催する。

②意向調査の実施

各森林所有者に対して経営管理の申し出に係る意向調査を実施する。

③現地確認

経営管理の申し出のあった森林について、現地確認を行い事業対象地として適正かを判定する。

(2) 森林施業に係る業務

(ア) 保育間伐（切捨て間伐）

①間伐面積は約 100ha/年とする。

②間伐率は 30%程度とする。ただし、保安林においては、指定施業要件によるものとする。

③間伐木は、被圧木、被害木、枯損木など適正な林分構成上、支障となるものを伐採するものとする。

④残存木を損傷しないように十分注意して伐採するものとする。

- ⑤伐採の高さは地上 50 cm以内で伐採するものとする。
- ⑥林内に残置する間伐材は、枝払い、玉切りにした上で、片付けを施すものとする。
- ⑦片付けの際には、土砂流出、斜面崩壊の防止のための土留めを施すものとする。
- ⑧土留めは、成立木又は間伐木の根株に固定するものとする。(杭打ちは想定していない。)
- ⑨当該地において、緊急防災林整備事業を実施する場合は、枝払・玉切・片付は本事業で実施しないものとする。

(3) その他

- ①当該年度の業務については、当該年度の開始前に市と受託者との間において、業務の執行計画や進捗状況等踏まえ、当該年度業務の具体的な業務内容等を調整し、確定させ、予算の範囲内で実施することとする。
- ②委託対象森林内における事業終了までの施業計画を策定するとともに、当面 3 年間の間伐を実施する。なお、当該計画の進捗を管理すること。
- ③当該施業計画に基づく、間伐を実施するとともに、実施に必要となる現場調査、現場監督を行うこと。
- ④法令等による規制がある場合は、その許認可等を受けるなど、関係機関等との調整を行うこと。

5 業務完了の報告

受託者は、各年度末に業務完了報告書を提出し、適正に業務が行われているか等、確認検査を受けるものとする。

6 委託料の請求

委託料については、各年度末までに市の検査を受けた後、市に対して委託料の支払いを請求するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、森林経営管理法、森林法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、朝来市個人情報保護条例（平成 24 年条例第 1 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損

の防止、その他個人情報の適切な取扱いをしなければならないものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、当該業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を外に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

(2) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、市は受託者に対して必要な指示を行い、一定の期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

この場合において、受託者が当該期間内に改善できなかった場合には、市は契約の解除ができるものとする。

なお、契約解除により市は受託者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、受託者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 不可抗力その他市又は受託者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、市と受託者は業務継続の可否について協議するものとする。

(4) 委託期間終了又は契約解除により、市又は次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、業務に必要なデータ等を引き渡すものとする。